

植民地朝鮮と宗教

——宗教概念論を超えて——

代表者・司会 磯前順一

コメンテータ 桂島宣弘

植民地朝鮮における宗教概念をめぐる言説編成

磯 前 順 一

朝鮮半島に「宗教」という言葉が登場したのは、一八八三年の新聞誌上においてのことと考えられている。それは欧米諸国から直接移入されたのではなく、“religion”が一度漢語に訳し直された日本の社会を経由してであった。日本は西洋社会との関係をみれば、宗教という言葉念をはじめとする西洋的な概念を受動的な存在であったが、一方で朝鮮や中国など東アジア社会との関係においては、まさしく西洋世界の代理人といった存在であった。そして、宗教概念が移入されるに伴い、朝鮮半島でも「基督教」「仏教」「天道教」といった諸宗教の概念もほぼ同時に確立されていった。それは、世俗的な公共義務としての「道徳」と対語をなす私的領域としての「宗教」という、プロテスタンティズム的な「世俗／宗教」の二分法を前提としたものであった。

このような宗教概念が植民地朝鮮に定着するさいに決定的な役割を果たしたのが、日本では一八九八年の日本帝国憲法の成

立であったのに対して、一九一九年の三一独立運動であった。

一九一〇年すでに韓国併合がおこなわれていたが、この独立運動の鎮圧以降、朝鮮総督府は朝鮮人の宗教心が政治的な独立運動に結びつくことを警戒し、「宗教／類似宗教」といった二分法のもとに植民地の宗教心を制御しようとしたのである。さらに、一九三七年の日中戦争を契機として、総督府はそれまでの朝鮮人の日本人からの分離政策から、積極的な同化政策に転じ、神社非宗教論、すなわち臣民の義務たる道徳としての神社崇敬を朝鮮人に強要していくことになる。むろん、その先には神社崇敬を通じた天皇制国家への服従といった狙いがあったのである。しかし、神道が天皇崇敬という一民族のみにしか通用しない民族宗教の域を超えないものであるところから、神道を通じた朝鮮人の国民教化は暴力的な強要を超えて自発的なものにはなりがたかった。

そのなかで一九三〇年代には東京帝国大学の宇野円空が唱える宗教民族学、あるいは京城大学の赤松智城らの宗教人類学によって、一民族を超えて、大東亜共栄圏全域を覆うような文化圏的な共通性を模索する学的言説が模索されていく。さらには一九四〇年前後には京都哲学に連なる者たちによって「東亜協同体」さらには「近代の超克」という言説が唱えられ始め、西洋のニヒリズムを乗り越える東亜共同体の新たなビジョンが、大日本帝国の支配を正当化するかたちで拡がり始める。それは、日本人の学者のみならず、植民地の朝鮮人の知識人のなかからも積極的な関与するものを招き寄せる知的な運動であった。

近年まで、日本の宗教学あるいは宗教哲学はそのような日本の学者の戦中期の言説が、植民地に及ぼした政治的影響に積極的に言及することは稀であった。一方で、韓国などにおいては、そのような日本帝国のイデオロギーであった教説に関与した土着エリートは「親日派」として厳しく指弾されてきた。しかし、次第に彼らの言説が、日本帝国の臣民への同化という装いを通した、抵抗の実践であった可能性もあったことが指摘されるようになってきている。尹海東が指摘するように植民地の公共空間はまさしく「グレイ・ゾーン」として存在するほかなものであり、帝国のイデオロギーもまたその徹底した同化政策を通して、被植民者を規律化していくと同時に、被植民者によって横領され変容させられていく危機にさらされたものなのである。

一九一〇年前後における「宗教」の行方

——帝国史の観点から——

金 泰 勲

宗教概念論は、「宗教」という概念が西洋中心的・近代的概念であるという批判から出発し、個人の内面に属する宗教「固有」の領域が存在するといった観念自体も、宗教概念の定着過程において形成されたものであるという批判に向けられつつある。本報告は、このような宗教概念論をめぐる動向を傾聴しつつ、それを植民地・帝国の場面において問い直そうとするものである。しかしここでは、西洋から日本に入った「宗教」概念

がまず先に日本の近代化のなかで定着し、それが植民地朝鮮に渡ったという一国的見方には立たない。「宗教」概念の日本における定着過程と植民地朝鮮における定着過程を別個の歴史として見ない、宗教概念の帝国史的展開についての考察を試みることが目的である。

本報告では一九一〇年前後における植民地朝鮮の宗教情況に注目するが、まず、韓国統監府によって発布された「宗教ノ宣布ニ関スル規則」（一九〇六）は、基本的には在朝日本人の宗教活動に適用するためのものであったが、現実には必ずしもそうではなかった。なお、この「宗教規則」は日本仏教による朝鮮仏教寺院の管理を保障する意図から発布されたものではあったが、帝国日本の宗教政策がはじめから植民地民との関係において展開されていかざるを得ない状況にあったことを象徴的に物語る出来事として理解されるべきである。そのなかでは、「内地（日本）」が孕んでいる諸葛藤や矛盾が植民地支配の場面において再び露呈され、そして植民地民の抵抗・協力という反応によって複雑に展開されていく。そして「内地」の宗教概念をめぐる問題も、植民地支配という経験のなかで、植民地民との接触、交渉によって新たに展開されていくものであったことに注目すべきである、と主張する。

一九一一年一月、朝鮮総督府警務部が朝鮮で活動する日本人宗教者を調査してまとめた報告書において、神社、神宮と金光教、天理教などの教派神道は「神道」という一つのカテゴリにまとめられた。これは植民地行政側の末端においても、①神社と神道、そして教派神道の区分が明確なものではなかったこと